

## 公益財団法人江川文庫資産利用について

### 1 「江川」「江川太郎左衛門」「坦庵」「英龍」の名称及び江川家家紋等の利用について

全国に江川家はあるので、それが当法人の江川家と特定される場合の利用、同様に代々の江川家の世襲名である「江川太郎左衛門」が特定される場合、36代当主である「江川太郎左衛門坦庵」「江川太郎左衛門英龍」を特定して使う場合、または江川家の家紋と特定して家紋を商品名や商標などに利用する場合。

#### ① 商業目的の利用

利用にあたっては契約を結び使用料をいただきます。契約は3年更新とします。1年ごとの支払と月ごとの支払いのどちらかを選択できます。

○1年ごとの支払いは毎年契約を結んだ翌月の支払いとなります。1年間の売上げの5%をいただきます。支払いは1か月以内に指定口座へ振り込んでいただきます。

○月ごとの支払は翌月10日までとし、対象商品の前月売上げの5%を指定口座に振り込んでいただきます。

#### ② 演劇やドラマの題材となる場合

使用料徴収の対象にはなりません。

### 2 施設利用について

江川文庫は重要文化財江川家住宅及び付属施設である蔵や仏間、史跡菫山代官役所跡及び重要文化財である資史料を管理する団体である。これら施設の全部または一部を利用する場合の規定を設ける。利用にあたっては契約書または申請書を必要とする。

#### ① 商業目的や個人・団体の利用

##### ○江川邸をロケなどで貸し切りにして利用の場合

利用者側に規定がある場合はその規定に従います。ない場合の使用料は1日50,000円、半日の場合は半額をいただきます。利用者の規定料金と江川文庫の金額に隔たりが生じた場合は、高い方の金額に設定させていただきます。年間を通じて断続的に使用する場合は年間契約を結ぶことができます。使用料は利用後、江川文庫側で毀損がないか点検後請求します。

##### ○商業目的で施設を利用する場合

1日・半日、1時間単位の利用ができます。

・1日利用の場合は各施設とも10,000円をいただきます。

・半日利用は5,000円、1時間単位では2,000円をいただきます。

・個別に施設の何か所かを利用したい場合はそれぞれ上記使用料をいただきます。

##### ○文化団体がイベントなどで利用の場合

・利用する文化団体が江川邸を使うことによって、江川文庫の広報活動に寄与すると判断した場合に利用できます。利用する文化団体が文化活動の一環として利用する場合は半日3,000円をいただきます。入館料は団体扱いとさせていただきます。

・文化団体が行うイベントで参加料を徴収している場合の会場費は10,000円をいただきます。ただし、イベントなどで入館料の減免申請のある場合は1日50,000円の利用料がかかります。

② ニュースや雑誌等のメディアで江川家をテーマにして江川文庫を広く扱い、江川文庫の周知に一役買うことになる場合は入館料、使用料徴収の対象にはなりません。

### 3 資史料またはその画像利用について

一般的には江川文庫及び江川家が所有する文化財(建物などの施設・資史料)をいう。ここでいう画像とは施設・資史料、江川家代々の当主が使っていた諱(いみな)・雅号・落款および印章と肖像画、

肖像写真を含む。

①商業目的の利用

(1)商品商標の一部として利用の場合

1-①と同様の扱いになります。

(2)出版物や放送、映画及びWEBに掲載の場合

画像1件につき5,000円をいただきます。再販、再放送などの場合は相談に応じます。

利用申請書の提出をお願いします。

②論文掲載

(1)自費出版を除いて①-(2)の扱いとなります。学術論文制作のため史料の翻刻する画像は購入していただきます。基本は1カット200円、白黒プリントアウト A4 で1枚150円となります。利用申請書の提出をお願いします。

(2)論文作成のための調査については、入館料をいただきません。調査に際しては事前に文庫と日程調整をした上で申請書の提出をお願いします。

③博物館などへの資史料貸し出し、画像提供

(1)資史料貸し出しは公開承認施設および準公開承認施設に限ります。江川文庫の資料利用団体への貸し出しは文化庁への申請のあった団体の責任で行ってください。貸出料は運営団体の規定に従います。

(2)展示用パネルについては上記②-(1)に準じます。図録掲載については1点5,000円をいただきます。

(3)博物館等での展示企画のための調査については、入館料をいただきません。調査に際しては事前に文庫と日程調整をした上で申請書の提出をお願いします。

④学生の研究論文支援

江川文庫史料を利用して卒業論文や修業論文、学位論文制作の場合は画像利用料は徴収しません。ただし、江川英龍公を広める会が今後発行するWEBを含む紀要などに論文掲載を求めることがあります。この場合の原稿料の支払はいたしません。

⑤上記①～④については、静岡県教育委員会刊行の「江川文庫調査報告書」(目録集)による管理記号・番号を記載して申請を行ってください。

4 その他

上記1～3にない項目については江川文庫にご相談ください。

5 江川英龍公を広める会との関係について

江川英龍公を広める会は公益財団法人江川文庫を応援する団体として立ち上がり、収益を個人に分配したり、利益を得たりする団体ではありません。江川英龍公を広める会の会計年度決算に合わせて年間会費納入者が団体で入館したと見なした額の納入をお願いします。よって上記1～3の規定の該当対象となりません。

## 江川邸施設利用料

入館目的	利用目的	利用単位	使用料	入館料	申	契	備 考
貸切(ロケ等)		終日	50,000			○	利用者側に規定がない場合
		半日	25,000				
商業目的		終日	10,000			○	1か所毎の料金、複数箇所の利用はそれぞれを徴収
		半日	5,000				
		1時間	2,000				
文化団体	文化活動	半日	3,000	団体扱	○		
	イベント (参加料徴収)	終日	10,000	団体扱	○		
		半日	5,000				
	イベント (参加料なし)	終日	50,000	なし	○		事前に入館料減免申請書提出必須
半日		25,000					
メディア取材等		なし	なし	なし			
事務手続き等		なし	なし	なし			
研究調査等		なし	なし	なし	○		
展示企画調査等		なし	なし	なし	○		

「申」は申請書、「契」は契約書

それぞれの書式、契約書は「書式、契約書」にあります。